



食の黄金文化
奥州輝かせ隊
小坂 朋子の

おうしゅうこさんぽ

OSHU KOSANPO -vol. 16-

小坂さんが見たもの、感じたことなどをお届けするこのコーナー。都内で開催したフェアで奥州愛を届けました。



市の特産品を使ったおやつや名産品と一緒に、私のあふれる奥州愛を詰め込んだ「まるっと奥州」おやつセット

みなさん、こんにちは！ 食の黄金文化・奥州輝かせ隊の小坂朋子です。今年で3回目となる「食の黄金文化・奥州フェア」を、11月1～5日に、東京・東銀座にある県のアンテナショップ「いわて銀河プラザ」で開催しました。

地域おこし協力隊となった初めての年に、やってみたくと志願し始めたこの催事。「何のためにやるのか」を毎回考えるようにしています。「首都圏の皆さんに食を通じて奥州市を知ってもらいたい、生産者直送のこだわりの逸品を知ってもらいたい、市の豊かな風土を感じてもらいたい。そして、出品者の皆さんには、東京での反応を体感してもら

い、販路の拡大となるきっかけづくりにしてもらえれば」と思っています。出品した商品は、りんごのほかにバジルソースや生姜の佃煮など、一般的な市のイメージとは違うかもしれませんが、食の黄金文化・奥州というブランドにこだわりました。その中でも、市の特産物を使用したおやつを集めた「まるっと奥州」セットは、市内各地域の豊かな個性をひとつにまとめたいという思いから、私が企画し名付けたものです。

今回、首都圏の多くの皆さんに購入していただき、市の豊かな恵みと生産者や私の思いを届けることができたのではないかと思います。



輝かせ隊の活動はホームページでご覧いただけます

食の黄金文化・奥州輝かせ隊

検索

姉妹都市

静岡県 掛川市

掛川だより

24年ぶり大名行列復活

おまつり
平成最後の掛川大 祭 開催



24年ぶりに復活した西町の大名行列

7神社、氏子40町による3年に1度の「掛川大祭」が10月5日から8日までの4日間、中心市街地などで行われました。

掛川駅前北口の駅前通りに設けられた全長約150mの路上ステージ「お祭り広場」では、各町が伝統ある華やかな衣装を身にまとい、自慢の屋台や獅子とともに余興を披露。街中がお祭り一色に染まりました。

大祭だけに登場する、静岡県無形民俗文化財「瓦町の獅子舞かんからまち」や日本一の大きさを誇る「仁藤町の大獅子」、平成の最後に24年ぶりの復活を果たした「西町の大名行列」も登場。郷土芸能の庄巻の演目に観客からは大きな歓声が上がりました。



広 告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

第8回 訪問リハビリをご存知ですか /

一般社団法人岩手県理学療法士会胆江支部 支部長 千田 拓矢

訪問リハビリは、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士といったリハビリの専門スタッフが、医療保険や介護保険のサービスとして、利用者の自宅を訪問し、さまざまな支援を行います。サービスの流れは、まず病状や健康のチェック（体温・血圧・脈拍、食事・排便・排尿の有無、皮膚状態、睡眠状態など）を行い、特に問題が無ければ個別にリハビリを行います。

「自力でトイレに行けるようになりたい」「膝や腰の痛みが無ければちょっとした外出ができるのに」など、利用者の目標や目的に合ったリハビリを検討し、その人の暮らしに合った動きができるようにするための支援や、日常生活の自立に向けた指導・助言を行いま

す。介護する家族からの介助についての相談には、負担の少ない方法を提案することで、家族が長く介護を続けられるよう支援します。

訪問リハビリは、病院や施設では行えない家庭での生活にさらに一歩踏み込んだ対応を行うことができ、時間も20分～1時間など希望に応じて決めることができます。また、リハビリを行う場所も寝室のベッドだけではなく居間や屋外などでも実施することができます。利用を希望する人は、訪問リハビリのサービスを実施している事業所や医師、ケアマネジャーにご相談ください。

次号は、介護施設について紹介します。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室（内線268）、高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター（内線281）

はい、こちら

総合相談室

（内線141）

消費生活相談			
前沢総合支所 市民環境課	毎週	10:00～15:00	
胆沢総合支所 市民環境課	毎週	※前日までに	
衣川総合支所 市民環境課	毎週	要予約	

『いらない物を買います』～訪問購入のトラブル～

ある日「いらない物をなんでも買います」という電話がかかってきました。ちょうどダンスの中を整理しようと思っていたので家に来てもらうことにしました。古着などを引き取ってもらおうと思っていましたが、購入業者から「古い着物やアクセサリーがあるなら査定だけでもしてみませんか」と言われ、いろいろ出して見せたところ「全部で3万円です」と一方的にお金を渡されたので売断りきれませんでした。後で考えると夫に買ってもらった大事なアクセサリーもあり、売ってしまったことを後悔しています。返してもらうことはできないでしょうか。

このような相談が最近増えています。これは訪問購入と言います。訪問購入の場合、事業者は、突然訪問することや、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。また、必ず契約書面を渡さなければならない、書面の交付から8日以内はクーリングオフ（契約解除）ができます。呼んでいないのに業者が来たときや、強引に品物を買取られたときなどは総合相談室にご相談ください。ただし、相手の連絡先が分からないと交渉できませんので、書面は必ずもらうようにしてください。また、物品によっては規制の対象となりませんので、詳しくは総合相談室にお問い合わせください。

広 告